大阪市告示第1451号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第３条第３項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第４項の規定に基づき告示する。

令和８年10月30日

大阪市長　　横　山　英　幸

施設名	年　月　日	供用時間
大阪市立 福島スポーツセンター 第１体育場	令和８年11月２日（月）	午前９から 午後３時まで
	令和８年11月16日（月）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）